



こちらは、英文記事「[Ballast water management – are you ready for 8 September 2017?](#)」（2017年7月10日付）の和訳です。

IMO 海洋環境保護委員会は先頃、バラスト水処理システムの船舶への搭載期限を延長することに合意しましたが、バラスト水管理条約の要件のうち特定のものについては、従来どおり 2017 年 9 月 8 日までに満たす必要があります。

IMO 海洋環境保護委員会（MEPC）は、2017 年 7 月 7 日、バラスト水排出基準、いわゆる D-2 基準への適合の新たな期限（つまり、バラスト水処理システムの搭載期限）を定めたバラスト水管理（BWM）条約規則 B-3 の修正案を承認しました。この改正により世界各国で搭載が義務化されるまでの期間が 2 年延長され、船舶所有者には遵守のための猶予期間が与えられたこととなります。それと同時に、IMO の改正後の[試験と型式承認に関する G8 ガイドライン](#)に基づいて承認された新しい処理システムが、市場に出ることとなります。

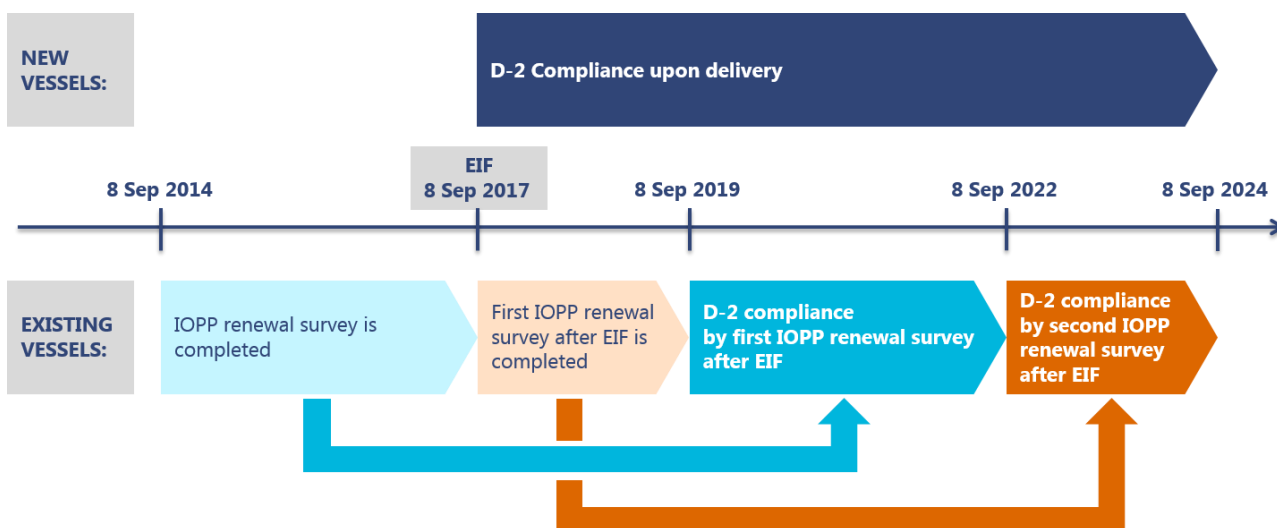
ただし、BWM 条約は、排出されるバラスト水の処理に関して、バラスト水交換に関する D-1 基準とバラスト水処理に関する D-2 基準という 2 つの基準を導入しており、2017 年 9 月 8 日以降、D-1 基準、D-2 基準のいずれかに適合することを求めています。D-1 基準への適合が義務化される日から D-2 基準への適合が義務化されるまでが移行期間となります。したがって、バラスト水処理システムの船舶への搭載期限の延長を IMO が認めたとはいえ、バラスト水交換に関する D-1 基準への適合期限は、BWM 証書を船内に備え置くことを定めた BWM 条約の要件と同様、交渉の余地がないことを肝に銘じることが大切です。

D-2 基準への適合の新しい実施スケジュール

修正された規則 B-3 は、第 71 回海洋環境保護委員会（MEPC71）で承認されたとおり、**新造船**（2017 年 9 月 8 日以降に建造または起工される船舶）に対し、D-2 基準に適合し、かつ引渡し時にバラスト水処理システムを搭載していることを義務付けています。**既存船**（BWM 条約の発効日より前に建造された船舶）の場合、MEPC は、段階的導入スケジュールを設定するにあたり船舶の「国際油汚染防止証書」

(IOPP)の更新日を利用することを決定し、「2019年9月8日以降」を段階的導入期間の出発点としています。その結果、すべての船舶がバラスト水処理システムを搭載しなければならない期限が2022年から2024年に延長されました。

以下の図に、D-2基準への適合に関する新しい実施スケジュールの基本的な流れを示しました。詳細は[こちら](#)をご覧ください。



出典 : Gard AS

MEPC71は、IOPP 証書を保持していない既存船について、2024年9月8日までにD-2基準への適合を完了させることに合意しました。

規則B-3の修正案は、BWM条約発効後の2018年春に、採択のためMEPC72に提出される予定です。メンバーの皆様は、期限までに確実に遵守できるように、船舶のIOPP更新日を注意深く確認するようにしてください。

2017年9月8日に向けた準備

改めて確認しておきますが、BWM条約は、潜水艇、浮体式船舶、浮体式プラットフォーム、FSU、FPSOを含む、ほぼすべての外航船に適用されます。これに該当する船舶には以下のすべてに対応することが求められます。

- 承認済みのバラスト水管理計画書を船内に備えること（規則B-1）
- バラスト水記録簿を備え、必要事項を記載すること（規則B-2）
- 400総トン以上の船舶は、検査を受け、国際バラスト水管理証書を発行してもらうこと（規則E-1/E-2）
- バラスト水を管理する適任の船舶職員を任命し、船舶職員と乗組員がそれぞれの職務を実施できるよう訓練すること。
- バラスト水の交換を行う（規則B-4/D-1）か、承認済みのバラスト水処理システムを稼働させる（規則B-3/D-2）ことにより、すべての航海においてバラスト水を管理すること。

BWM条約をまだ批准していない旗国に登録された船舶は、適合を証明する必要があるため、検査を受けて「適合証書」の発行を受けるようにしてください。

浮体式プラットフォーム、FSU（浮体式生産貯蔵設備）、FPSO（浮体式生産貯蔵積出設備）に対する適切な措置を定めるのは該当する大陸棚国の当局であるため、これらの構造物はBWM条約の一部の要件の適用を免除されることがあります。大陸棚国の当局がバラスト水管理証書を要求しない場合、構造物が移設された間だけ条約の要件が適用されます。IMOの[BWM.2/Circ.46](#)「移動式沖合ユニットに対するバラスト水管理条約の適用」を参照し、適合を確実にするための技術的代替手段の一覧を確認してください。

ただし、米国への寄港を予定している場合は、米国がBWM条約の批准国ではないこと、米国水域にバラスト水を排出する船舶は[33 CFR 151](#)、Subpart CおよびDの要件を遵守しなければならないこと、また、BWM条約のD-1基準に基づくバラスト水の交換方法が、米国のバラスト水規則の下で許容されるバラスト水管理方法であるとは限らない可能性があること留意してください。2017年7月5日の[Coast Guard Maritime Commons](#)のブログ記事でも、米国のバラスト水規則の下で許容されるバラスト水管理方法とBWM条約に基づくバラスト水管理方法の相違点が指摘されています。

その他の情報源

Gardは2017年1月に[Member Circular No. 17/2016](#)、同7月に[Member Circular No. 4/2017（和文準備中）](#)を発行し、承認済みのシステムであっても、何らかの欠陥により未処理バラスト水が漏出したり船外に排出されたことに起因する賠償責任（不注意による未処理バラスト水の環境への放出に対する罰金を含む）やバラスト水に関連したその他の環境賠償責任は、常に保険契約規定上のカバー条件に基づき、カバーの対象となることをお知らせしました。BWM要件違反に関わるその他の罰金に対するカバーは、クラブの裁量で判断されます。

バラスト水処理システムの搭載を計画中の皆様には、2016年12月8日付のGard Alert記事「[バラスト水規制管理条約の発効に備える](#)」にも準備作業の要点が掲載されていますのでご参照ください。

米国への寄港を予定している皆様には、2017年3月15日付のGard Alert記事「[米国コーストガードが、バラスト水規制に関する「型式承認後の」追加ガイダンスを発表](#)」も参考になると思われます。カリフォルニア州は「カリフォルニア州の港に到着する船舶のうち、登録総トン数が300トン以上で、バラスト水を積載しているか積載可能な船舶」に適用される独自のBWM規則を施行していることにご留意ください。カリフォルニア州の現行要件のあらましは、カリフォルニア州有地委員会（SLC）発行の情報シート「[California's Management Requirements for Ballast Water and Biofouling](#)（カリフォルニア州のバラスト水および生物付着の管理要件）」でご覧になれます。2017年7月13日付のレターでは、SLCは米国コーストガード型式承認済BWMシステムを使用することはカリフォルニア州の現行BWM規則を遵守しているとみなされる（ただし、使用されるBWM方式もBWMの強制報告書式に記載要）旨確認しました。また、情報シート「[Reporting and Recordkeeping](#)（報告と記録管理）」にも関連する記載があります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確

性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。